

公売公告兼見積価額公告

大仙市債－334
令和7年5月22日

大仙市長 老松 博行

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとし、また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したので、同法第95条及び第99条の規定により公告する。

公売財産		別紙公売財産一覧表のとおり	
公売保証金及び見積価額		別紙公売財産一覧表のとおり	
公売の方法		期間入札	
公売参加申込期間	開 始	令和7年6月12日（木）	午前9時00分
	締 切	令和7年6月18日（水）	午後3時00分
公売保証金納付期間	開 始	令和7年6月12日（木）	午前9時00分
	締 切	令和7年6月18日（水）	午後3時00分
公売保証金納付場所・方法		大仙市役所債権管理課または金融機関による振込	
入札期間	開 始	令和7年6月19日（木）	午前9時00分
	締 切	令和7年6月25日（水）	午後3時00分
開札日時	日 時	令和7年6月26日（木）	午前10時00分
公売場所		大仙市役所債権管理課	
公売代金および諸経費の納付場所・方法		最高価申込者に通知する	
買受代金納付期限		令和7年7月4日（金）	午前10時00分
売却決定	日 時	令和7年7月4日（金）	午前10時00分
	場 所	大仙市役所債権管理課	
買受人の資格・その他の要件		・ 国税徴収法第92条および108条に抵触しない者	

そ
の
他

- 1) この公売公告に違反した者または国税徴収法第92条の規定に該当する者及び同法第108条第1項の規定に該当する者は、公売財産を買い受けること及び入札に参加することはできません。
- 2) 公売財産の入札をしようとするもの（「入札者等」という）は、公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続きが必要です。
- 3) 公売保証金の納付は、売却区分ごとに必要になります。
- 4) 公売保証金の納付を要する公売財産についての入札は、その納付後でなければできません。
- 5) 一度行った入札は、変更または取り消しできません。
- 6) 見積価格以上の入札者のうち、最高価額で入札した者を最高価額申込者と決定し売却決定を行います。
- 7) 最高価額での入札者が複数あるときは、くじにより最高価額申込者を決定します。
- 8) 公売財産に係る市税の完納の事実が買受代金納付の前に証明されたとき、または買受代金納付後であっても取り消すべき重大な理由があるときは売却決定を取り消します。
- 9) 公売財産は、買受代金の納付をもって売却決定が行われます。権利の移転は、買受人の請求を受けて移転登記を行います。
- 10) 公売財産は現況有姿で引き渡されます。
- 11) 市は公売財産について瑕疵（かし）担保責任を負いません。
- 12) 公売財産の売却決定金額は、落札価額を売却決定金額とします。
- 13) 登記移転に際し、登録免許税や諸経費（郵送料等）が必要になります。
- 14) 公売公告の内容は、大仙市民部債権管理課で閲覧することができます。
- 15) 落札等により自己に関わる情報等が第三者に知られ、若しくは不正に使用される等により損害を受けた場合、大仙市は何ら保証しません。
- 16) 開札後に買受人の適正性について調査期間が設けられています。
- 17) 必要事項の詳細は「令和7年度差押物件に係る公売の実施案内（第2回・農地）」を参照してください。

配当を受ける権利の申し出について

この公売財産の換価代金について配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権又は留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容を大仙市に申し出てください。なお、債権申立書の用紙は大仙市民部債権管理課で用意してあります。

公売財産一覧表

売却 区分番号	公売財産の名称、性質数量及び所在 公売財産上の賃借権等の権利の内容その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)
R7-3	不動産番号 4 1 0 6 0 0 0 4 7 5 2 1 0 所 在 四ツ屋字下嘉町 地 番 3 1 9 地 目 田 地 積 4 4 9 6 m² 不動産番号 4 1 0 6 0 0 0 4 7 5 2 1 5 所 在 四ツ屋字下嘉町 地 番 3 2 0 - 1 地 目 田 地 積 2 0 8 6 m² 不動産番号 4 1 0 6 0 1 0 0 3 0 8 2 9 所 在 四ツ屋字下嘉町 地 番 3 2 0 - 2 地 目 田 地 積 4 4 8 m²	180,000	1,755,634